

○滝川市の条例の準用に関する条例

昭和56年3月4日  
条例 第1号

滝川市の条例の準用に関する条例（昭和46年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 中空知衛生施設組合の運営については、他に特別の定めのあるものを除くほか、滝川市条例を準用する。

（準用規定）

第2条 準用する滝川市条例は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川市条例第19号）
- （2） 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和51年滝川市条例第41号）
- （3） 滝川市職員の定年等に関する条例（昭和59年滝川市条例第20号）
- （4） 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和46年滝川市条例第34号）
- （5） 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年滝川市条例第35号）
- （6） 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年滝川市条例第10号）
- （7） 職員の育児休業等に関する条例（平成4年滝川市条例第1号）
- （8） 滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滝川市条例第27号）
- （9） 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年滝川市条例第26号）
- （10） 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和46年滝川市条例第25号）
- （11） 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年滝川市条例第21号）
- （12） 嘱託員等の給与等に関する条例（昭和46年滝川市条例第127号）
- （13） 職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）
- （14） 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和46年滝川市条例第31号）
- （15） 「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和46年滝川市条例第52号）
- （16） 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年滝川市条例第58号）
- （17） 滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年滝川市条例第43号）
- （18） 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和46年滝川市条例第48号）
- （19） 滝川市行政財産使用料条例（昭和51年滝川市条例第36号）
- （20） 税外収入金の徴収等に関する条例（昭和46年滝川市条例第53号）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 滝川市ほか2町衛生施設組合公告式条例（昭和44年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和59年12月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月11日条例第1号）

この条例は、平成3年4月7日から施行する。

附 則（平成3年5月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月7日から適用する。

附 則（平成4年12月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年8月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第1号）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 （抄）

附 則（平成13年3月31日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成15年3月3日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月5日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年2月22日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。（後略）